

次期鶴岡市一般廃棄物処理基本計画（案）に対する意見公募の結果

1. 概要

- (1) 募集期間 令和8年2月16日（月）～ 令和8年3月17日（火）
 (2) 意見提出者 4人（意見総数 4件）

2. いただいたご意見への対応状況

分類	対応状況	意見数(件)
賛同	素案に対して同趣旨の意見、賛同いただいたもの	0
参考	今後の施策や事業実施にあたり参考とさせていただくもの	4
修正	ご意見の趣旨を参考にして案を修正したもの	0
合 計		4

3. 意見とそれに対する市の考え方

○ ご意見について一部要約等を行っている場合があります。

No.	いただいたご意見	分類	ご意見に対する市の考え方
1	<p>一般廃棄物の処理水は、PH(※1)が基準値内でも、下水道に流入させた方が農家や地域のコンセンサスが得られやすい。</p> <p>また、今の大荒の奥に用地買収できれば、建設費のローコスト化が出来ると思う。</p> <p>※1 PH(ピーエイチ/ペーハー)…液体の酸性・アルカリ性を示す数値</p>	参考	<p>現行の最終処分場から発生する処理水は、下水道へ放流し、下水道処理場にて処理しています。また、次期最終処分場につきましては、ご意見として承ります。</p>
2	<p>現在の宅配全盛期において、ダンボールを通常のごみ回収と同様に行うことを検討してほしい。</p>	参考	<p>本市では古紙類（新聞・雑誌・段ボール等）の回収について、子供会・町内会等の団体による集団資源回収や民間回収事業者による回収のほか、自分の都合に合わせてごみ焼却施設や地域庁舎及び第4学区コミュニティセンターへ持ち込んでいただく拠点回収を行っており、古紙類の再資源化及び地域活動の推進を図っております。</p> <p>行政による定期回収については、収集運搬経費の増加や既存の資源回収体制への影響などを考慮し、行っておりませんが、今後も資源循環の推進に向けて回収体制のあり方について、状況を踏まえながら検討してまいります。</p> <p>■ ホームページリンク：古紙類の捨て方</p> <p>https://www.city.tsuruoka.lg.jp/kurashi/gomi-seikatsu/gomishigen/paper.html</p>

No.	いただいたご意見	分類	ご意見に対する市の考え方
3	<p>自宅の前にごみステーションが設置されていて、カラスや動物による飛散したごみの片付けや匂い、冬季間の除雪などに悩まされている。</p> <p>他の町内会の人たちが通りすがりにごみステーションへごみを出している。また、外国人の方は分別への理解が不十分であるため分別間違いが多い。</p> <p>分別間違いにより黄色の「再確認シール」が貼られたごみが何週間もステーションの端に放置されている。</p> <p>このようなごみステーションの問題点について対応してほしい。</p>	参考	<p>日頃からごみステーションの清掃等にご尽力いただきありがとうございます。市では、いただいたご意見につきまして、以下の対応を行っております。</p> <p>・カラスや小動物によるごみの飛散について ごみステーションへ設置する「防鳥ネット」を無料配布しております。</p> <p>・ごみステーションへパネル掲示による注意喚起について 他町内会等の方による利用をお断りする内容や、適正分別を呼び掛けるパネルを作成し、配布しております。</p> <p>・外国の方や分別への理解が不十分な方への対応 ごみの分け方・出し方の多言語版・やさしい日本語版を作成しており、下記ホームページリンク(ごみ出しのルール)よりダウンロードが可能です。また、町内会等からの要請を受けて、ごみステーションでの立哨指導を実施しております。</p> <p>・「再確認シール」が貼られたごみについて 分別間違いや排出日の誤りにより、ごみステーションへ残されたごみ袋は、排出者へ気づいていただくことを目的に一定期間は市で回収をせずに留め置き対応をしております。</p> <p>上記について、町内会長または環境保全推進員を通して、市民部環境政策課（TEL：0235-22-2848）までご連絡をお願いいたします。</p> <p>■ホームページリンク：ゴミ出しのルール https://www.city.tsuruoka.lg.jp/kurashi/gomi-seikatsu/gomishigen/basicrule.html</p>
4	<p>ごみステーションの清潔保持で環境保全推進員の活動がありますが、環境保全推進員の存在を知らない市民が多い為、市民から見える活動の推進を希望します。</p>	参考	<p>環境保全推進員の活動内容は、ごみステーションの管理やごみの適正分別の指導、空き家・空き地の現状把握、不適正管理の連絡、野焼きの連絡等の生活環境の保全に関する活動を行っており、地域と行政をつなぐ重要な役割を担っていただいております。</p> <p>今後、環境保全推進員の職務や活動内容について、市ホームページ等で市民の皆さまへ広く周知してまいります。</p>